

平成28年度

# 名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもので、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

## 1 対象となる資格及び研修(対象経費)

従業員のキャリアアップに資するもの(事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。)で、**次の資格に対する試験受験料や研修受講料が対象**です。(受験対策講座や、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。)

なお、「従業員」とは入所者(利用者)に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、**介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修**、介護職員初任者研修、実務者研修、**喀痰吸引等研修(第1号・第2号・第3号)、ユニットリーダー研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修。**

※今年度から、太字の研修を4分の3助成の対象に追加しました。

## 2 助成金額(助成限度額)

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額(事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで)を助成します。



| サービス種別                                                                                                               | 助成限度額     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援<br>障害福祉サービスの居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。) | 100,000 円 |
| 地域密着型サービス(各種)、特定施設入居者生活介護                                                                                            | 150,000 円 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設                                                                                          | 200,000 円 |

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

### 3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 所外研修、所内研修への助成は廃止しました。
- 対象経費は、受験料、受講料です。  
受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、  
NAGOYAかいごネット  
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を  
ご覧ください。



### 4 申請書提出先・問い合わせ先

| サ ー ビ ス 種 別                                                                                                                                                         | 申請書提出先<br>問い合わせ先                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設<br>※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。 | <b>健康福祉局介護保険課</b><br><b>電話：972-2537</b>  |
| 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）<br>※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ                                                                                                             | <b>健康福祉局障害者支援課</b><br><b>電話：972-2558</b> |

# 平成28年度から名古屋市福祉人材育成支援助成事業を再編します。

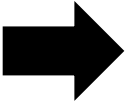
事業所における従業員のキャリアアップに資するものとするため、従来の事業内容を再編し、資格取得支援の重点化を図ります。

## 1 対象事業の区分と助成比率

所外研修及び所内研修を廃止し、資格取得の対象を拡充します。

≪27年度まで≫

| 対象事業区分                                                                                                                                    | 助成比率  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 事業所外研修等への従業員の派遣                                                                                                                           | 1 / 2 |
| 事業所内研修の開催                                                                                                                                 | 3 / 4 |
| 従業員の資格取得支援<br>＜資格等の種類＞<br>社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修 | 3 / 4 |



≪28年度から≫

| 対象事業区分                                                                                                                                                                                                                  | 助成比率  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 事業所外研修等への従業員の派遣                                                                                                                                                                                                         | 廃止    |
| 事業所内研修の開催                                                                                                                                                                                                               | 廃止    |
| 従業員の資格取得支援<br>＜資格等の種類＞<br>従来の資格に加え、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、喀痰吸引等研修（第1号・第2号・第3号）、ユニットリーダー研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修も対象となります。 | 3 / 4 |

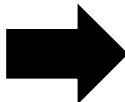
※対象経費は、それぞれの受験料、受講料です。受験対策講座費や、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については、助成対象外です。

## 2 助成限度額の設定

従来、事業所の規模（従業員の常勤換算数）で決定していた助成限度額を、28年度からはサービス種別で決定します。

≪27年度まで≫

| 従業員数（常勤換算） | 助成限度額    |
|------------|----------|
| 10名未満      | 50,000円  |
| 10名以上30名未満 | 100,000円 |
| 30名以上      | 150,000円 |



≪28年度から≫

| サービス種別                                                                                                               | 助成限度額    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援<br>障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。） | 100,000円 |
| 地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護                                                                                            | 150,000円 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設                                                                                          | 200,000円 |

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

# 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 登録施設大募集！

情報処理  
テープ  
おこし



事務用品  
書籍



小物雑貨



印刷

食品・飲料

**名古屋市**では、

障害のある方の自立の促進を図るため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組んでいます。

手続きは、簡単♪ 名古屋市のホームページ 右上の検索で

名古屋市障害者雇用促進企業認定等制度

サイト内検索

登録確認書をダウンロード、

必要事項を記入し、

施設のパンフレットなどを添付して送付するだけでOKです。



問合せ

名古屋市健康福祉局障害者支援課就労支援担当 (052)972-2584



# 送迎用バスの買い替えに補助をご利用ください

—最新規制適合自動車代替促進事業補助金—

名古屋市では、市内に事業所を有する中小企業事業者や幼稚園・保育園及び福祉施設等の送迎用自動車を環境性能のよい自動車に買い替える際に補助を行います。

## 補助の対象：

車齢8年超えの送迎用自動車の買い替えで、以下の条件に該当するもの

旧車も新車も原則、**定員11人以上**が条件です。  
※詳細な条件については裏面をご覧ください。

### 買い替え前の車両（旧車）

- ・車齢8年超えであること  
(軽油、ガソリン及びLPガスを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前の車両に限る。)

### 新車

- ・天然ガス自動車
- ・電気自動車
- ・最新排ガス規制に適合する軽油、ガソリン及びLPガスを燃料とする自動車  
(ただし、国が行う補助の対象となる車両は、本市の補助の対象外となります。)



## 補助を申請できる方：

○下記法令の規定に該当する施設を設置及び経営するもの

- ・学校教育法第1条、同124条、同134条第1項
- ・児童福祉法第7条      ・社会福祉法第2条
- ・医療法第1条の5第1項、同1条第2項、同法第1条の6、同法第2条

○中小企業信用保険法第2条に掲げる中小企業事業者

○下記法令の規定に該当する組合

- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項
- ・農業協同組合法第4条第1項      ・水産業協同組合法第2条

○上記の者を自動車の使用者として貸渡す自動車リース事業者も対象。

※国の地方行政機関、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する法人は除く。

補助金額：1台 35万円

※1者あたり2台まで。

受付期間：平成28年4月1日（金）から平成29年3月6日（月）まで

受付方法：持参又は郵送（郵送の場合、消印有効）

※先着順。上記受付期間以外の受付不可。予算額に達した場合はその日で受付を終了します。受付終了日に複数の申請があった場合は、当該日に受け付けた申請書の中で抽選を行います。

補助の条件：

|                   | 条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧車<br>(買い替え前の自動車) | ○車齢 8 年超の送迎用自動車<br>(軽油、ガソリン及び LP ガスを燃料とする自動車については平成 16 年自動車排出ガス規制以前の車両に限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新車<br>(買い替え後の自動車) | ○次のいずれかの自動車であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス自動車 (バイフューエル自動車を含む。)</li> <li>・電気自動車</li> <li>・軽油を燃料とする自動車で、「平成 21 年 (平成 22 年) 排出ガス (NO<sub>x</sub>・PM) 基準」を満たす自動車 (ハイブリッド自動車含む。)</li> <li>・ガソリン及び LP ガスを燃料とする自動車で、「平成 17 年排出ガス (NO<sub>x</sub>・PM) 基準」を満たす自動車 (ハイブリッド自動車含む。)</li> </ul> <p>※ただし、国が行う補助の対象となる車両は、本市の補助の対象外となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《平成28年度に想定される該当車両》</p> <p>(1) 大型送迎用自動車 (車両総重量3.5t超) のうち天然ガス自動車(バイフューエル自動車を含む。)、電気自動車及びハイブリッド自動車</p> <p>(2) 中小型送迎用自動車 (車両総重量3.5t以下) のうち電気自動車</p> <p>*詳しい対象車はお問い合わせください。</p> </div> <p>○旧車と使用者が変わらないこと</p> |
| 旧車<br>・<br>新車     | ○事業に使用するものであり、用途が人の送迎であること<br>○乗車定員が 11 人以上であること<br>ただし、車いす利用者の送迎用に用いる場合は定員 10 人以上であること<br>○使用の本拠の位置が名古屋市内であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| その他               | ○申請後、交付決定通知を受理してから、新車の新規登録・支払いを行うこと<br>○新車の新規登録及び完了報告を平成 29 年 3 月 21 日までにを行うこと<br>○新車の新規登録日の前後 3 カ月以内かつ平成 29 年 3 月 31 日までに旧車の <u>廃車</u> を行うこと<br>○自動車リース事業者が申請者の場合、当該自動車に係る自動車賃貸借契約中の賃貸借料金について、契約の相手方に補助金相当額が還元されること<br>○次の場合は補助が受けられませんので、ご注意ください <ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタルによる導入</li> <li>・申請以前に車両登録、支払いをしている場合</li> <li>・代金支払いがクレジット決済等で、所有権が他者に留保される場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |

※市公式ウェブサイトにも情報が掲載されていますので、下記リンク先からご覧ください。  
<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076334.html>

問合せ先

環境局 地域環境対策部 大気環境対策課 交通環境対策係  
 TEL:052-972-2682 FAX:052-972-4155  
 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
 (名古屋市役所東庁舎 5 階)



**開催期間** 平成28年12月9日(金)～11日(日) ※美術・文芸作品展は12月3日(土)～11日(日)

**会場**

〇芸術・文化祭

ア美術・文芸作品(12月3日～11日)

◇全国から障害のある方の美術・文芸作品を募集し展示します。

**開催期間** 平成28年12月6日(火)～11日(日)

**展示場所** 名古屋市民ギャラリー栄

◇県内外で活躍しているアーティストの作品や県内の市町村・団体・民間企業等の作品や活動などを紹介します。

**開催期間** 平成28年12月3日(土)～11日(日)

**展示場所** 愛知芸術文化センター、ナディアパーク、株式会社名古屋三越来店  
株式会社三井住友銀行SMBCパーク栄

◇県内から公募し、11月中旬に開催する「あいちアート・フリット展」(障害者アート展)の中から選出した優秀作品を展示します。

**開催期間** 平成28年12月3日(土)～11日(日)

**展示場所** 愛知芸術文化センター



山本孝子「私と花園」



戸部宏二「池のかエル」

瀬崎英  
「キリンズさんウエオスくん」

イ 舞台芸術(12月9日～11日)

◇全国から障害のある方又は障害のある方を含むグループの舞台芸術を募集し、発表します。

◇県内外で活躍している団体等の舞台芸術を発表します。

◇県内から障害のある方を含むグループを公募(複数)し、共同で一つの演目を演じる舞台発表を行います

**開催期間** 平成28年12月9日(金)～11日(日)

**展示場所** ナディアパーク、損保ジャパニ日本演劇人形劇場ひまわりホール等

**ジャンル** 歌、演奏、踊り、演劇、人形劇等 ※公演のジャンルは不問。

(パフォーミング  
アート)



〇ふれあい交遊(12月3日～11日)

◇授産製品コンベンションやアートオークション、障害者スポーツや福祉ロボット(人工知能含む)等の紹介や体験コーナーを設けます。

**開催期間** 平成28年12月9日(金)～11日(日)

**展示場所** ナディアパーク(オーナンスベース)、株式会社名古屋三越来店  
株式会社三井住友銀行SMBCパーク栄

◇講演会やシンポジウムの開催、パリアトリ映画を上演します。

**開催期間** 平成28年12月9日(金)～11日(日)

※一部12月3、4日のプログラムあり。

**展示場所** 愛知芸術文化センター、ナディアパーク(オーナンスベース)

◇障害の有無に関わらず出演者を公募し、出演者や来場者等が交流する契機となるようなステージ発表を行います。

**開催期間** 平成28年12月9日(金)～11日(日)

**展示場所** ナディアパーク(オーナンスベース)

**ジャンル** 音楽、ダンスなど



(トークイベント)アートと福祉のあいだ

今後の予定

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 6月頃  | 美術・文芸作品及び舞台芸術の公募開始案内チラシ送付(予定) |
| 10月頃 | 大会全体概要パンフレット送付(予定)            |
| 12月  | 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会開催        |

※募集案内及び大会全体概要パンフレットは別途事業所へ送付させていただきますが、送付を希望されない場合は、下の問合せ先へ個別に連絡していただけますようお願いいたします。

※なお、大会ホームページ(<http://www.bowerofart.aichi.jp/>)において、順次情報を更新していきます。

問合せ先

〇第16回障害者芸術・文化祭実行委員会事務局

(愛知県健康福祉部障害福祉課障害者芸術・文化祭グループ内)

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎1階)

電話:052-954-6697

FAX:052-954-6920

メール:shora@ansf.aichi.lg.jp

# 基本理念

○障害者芸術・文化祭は、障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催します。

○愛知県では、従来より障害のある方の社会参加の促進に積極的に取り組んでおり、「あいちアール・コミュニティ展（障害者アート展）」などを実施するなど、障害者の社会参加の機会拡大を図ってきました。

○障害者芸術・文化祭の開催を機に、全国的な交流を通じ、障害者の社会参加と障害者に対する理解の更なる促進を図ります。

## 名称

第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会

## 愛称・ロゴマーク

ゲイジユツのチカラ・あいち

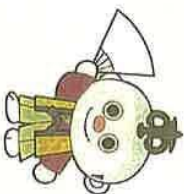
芸術には、作る人・見る人、そして、障害のある人・ない人の心を変える大きな力がある。そういう大会になって欲しいという願いをこめた。  
カタカナの「ゲイジユツ」は、障害者の芸術活動は芸術分野において未完成の領域であることを示す。

## 主催

厚生労働省、愛知県、名古屋市長

## スポンサー

愛知県の文化事業のスポンサー「からくりロボット」の「フンデー」ターとして活用し、「第31回国民文化祭・あいち2016」と連携を図りながら、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の開催気運の醸成と参加意欲の喚起を図ります。



からくりロボットの「フンデー」



(モチーフ)

からくり人形師九代 玉屋庄兵衛氏の「茶運び人形」からくり人形は、愛知の伝統的文化の一つである山車まつりの花形であり、その技術は、「モノづくりあいち」のルーツといわれる。愛知には、数多くのからくり人形が残されており、愛知の文化を象徴する存在の一つである。

## 開催期間

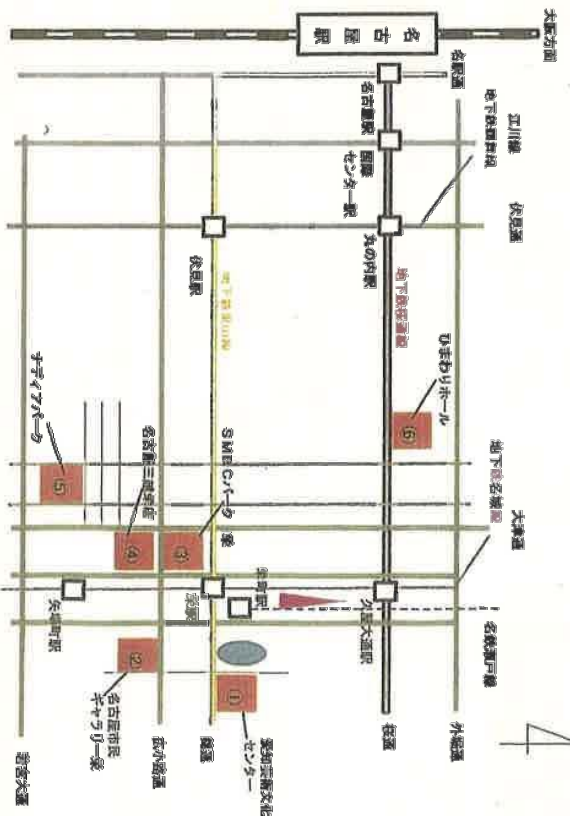
平成28年12月9日(金)～11日(日)

※美術・文芸作品展は12月3日(土)～11日(日)

## 開催日程等

| 開催日      | 3日                                   | 4日    | 5日    | 6日    | 7日    | 8日    | 9日                                                                                                       | 10日    | 11日    |
|----------|--------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 事業内容     | 3日(土)                                | 4日(日) | 5日(月) | 6日(火) | 7日(水) | 8日(木) | 9日(金)                                                                                                    | 10日(土) | 11日(日) |
| 美術・文芸作品展 | 愛知芸術文化センター①<br>(12/3 国民文化祭用会場(大ホール)) |       |       |       |       |       | 【開会式】<br>〈大ホール〉                                                                                          |        |        |
| 舞台芸術     | 名古屋市民ギヤラリー会②                         |       |       |       |       |       | 朝三井住友銀行SMB Cバーク会③<br>朝名古屋三越栄店④<br>ナディアアバーク⑤ (デザインホール)<br>ナディアアバーク⑤ (青少年文化センター)<br>朝保ジャパン日本興和人形劇場ひまわりホール⑥ |        |        |
| ふれあい交流   |                                      |       |       |       |       |       | 愛知芸術文化センター①<br>朝名古屋三越栄店④<br>ナディアアバーク⑤ (オーナンスベース)<br>【閉会式】<br>〈ナディアアバーク〉                                  |        |        |

## 【会場の位置図】



東京方面



名古屋市委託事業

しんたいしょうがいしゃじりつせいかつたいけんじぎょう

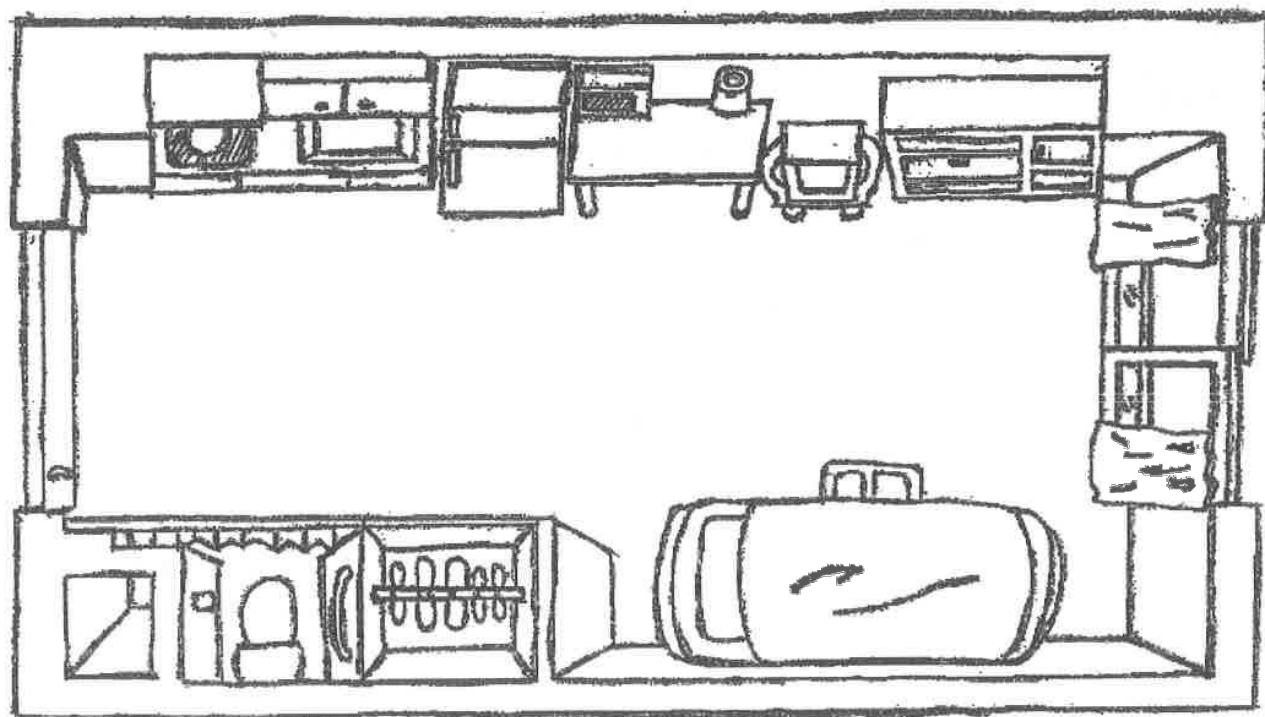
# 身体障害者自立生活体験事業

## ご案内

ちいき じりつせいかつ  
地域での自立生活をめざし

じぶん まえ いっぱ  
「自分らしいあたり前のくらしづくり」のはじめの一歩

あなたのやってみたいことをいっしょにチャレンジ！！



AJU 自立の家

サマリアハウス



# 身体障害者自立生活体験事業 利用のご案内

## <目的>

この事業は、施設や親元・家族の中で暮らしている障害者が、将来地域移行を目指して家族から独立し、また、施設から地域への生活を目指す、障害者の地域移行実現を目的とした事業です。

しかし、障害者にとって、いきなり地域移行＝一人暮らしを目的にするのでは、不安もあり、想像が付きにくいことです。そこで、最初に今までの生活ではできなかったことやしてみたいと希望していることを、自立生活体験室のプログラムを通して体験します。そこで非日常の時間を過ごし、ひとり暮らしや生活のイメージをまず体験することを目的にしています。次の段階で、実際の自立生活を目指した自立生活プログラムに添った体験を通して、地域移行への実現を目的としています。

## <対象となる方>

名古屋市内にお住まいの方で、在宅の方及び入所中の方

## <場所>

名古屋市昭和区恵方町 2-15 サマリアハウス内

## <部屋の広さ>

18平方メートル 【間口：3メートル 奥行き：6メートル】

## <利用期間>

1泊2日から概ね1ヶ月間以内

## <利用定員>

1名

## <支援・介助体制>

コーディネータ 1名 生活支援員 1名

## <プログラム>

コーディネータが、体験希望の方の希望に添い、相談の上、状況に合わせたプログラムの作成と実施をします。

(1) 入浴・排せつ・食事等・日常生活上の介助

(2) 自立生活に対する相談・アドバイス

(3) 心理面でのサポート（ピアカウンセリングの活用）

上記に添って・非日常的な生活の体験の場を提供

・とにかくやってみるコース・楽しいことを知るコース

・未経験なことをするコース

・夢や希望を体験するコース

・自立生活・一人暮らしを目指すコース等のプログラムを用意します。

## <利用料金>

### ①実費

・光熱水費 1日 200円

・給食サービス利用の場合

・昼食・夕食各500円（但し、日曜・祝日は給食がありません）

### ②個人で使用する物の費用

③障害者総合支援法の自己負担費（収入がなければ負担費無し）

## <利用方法>

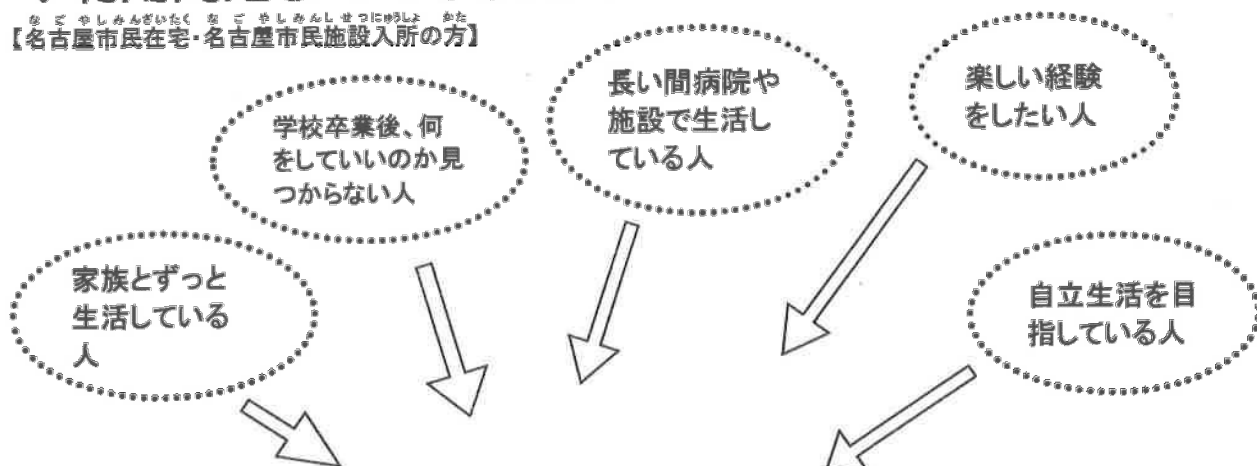
①利用を希望される方は、自立生活体験室係まで直接お問い合わせください。

②自立生活体験室サマリアハウスと契約していただきます。但し、在宅生活の方はサービスの支給決定（短期入所）が必要です。

※詳しくは、別紙「利用開始までの手続き」をご参照ください。

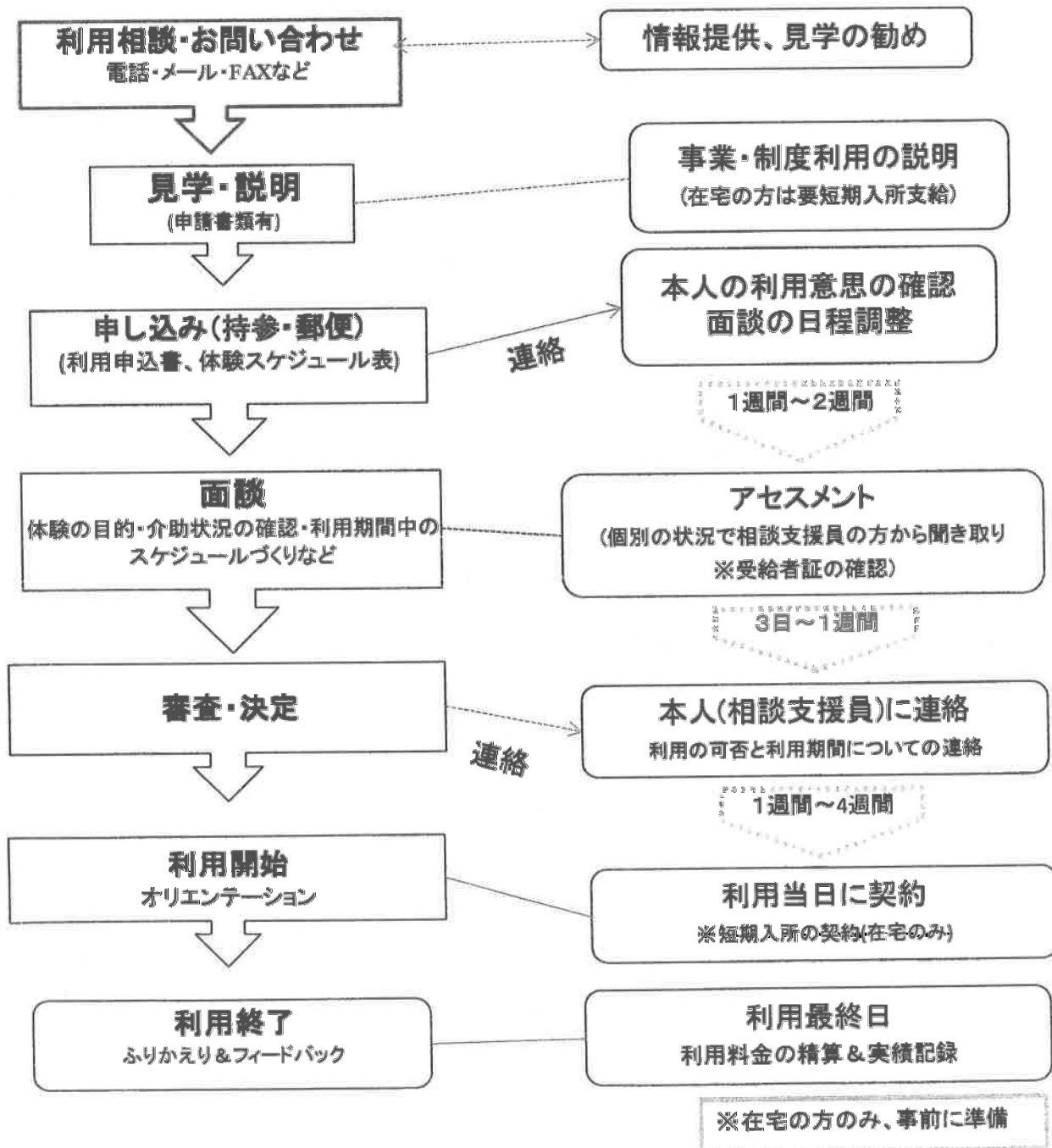
# ◆利用開始までの手続き◆

【名古屋市市民在宅・名古屋市民施設入所の方】



## 〈利用希望者の流れ〉

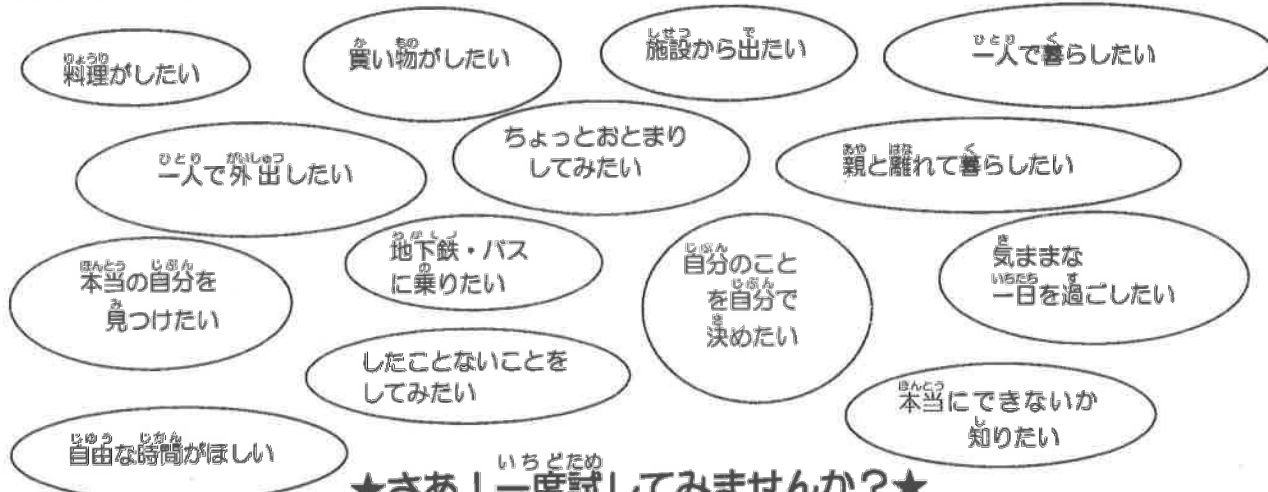
## 〈詳細、内容、留意点〉



## ■自立生活体験室とは

障害者福祉の流れは「地域移行」です。「病院や施設ではなく地域で」がキャッチフレーズです。  
 体験室は施設や病院、あるいは親元で生活するといった「制約のある生活」ではなく、地域社会の中で主体的な生活をしたいと考えている重度障害者が、体験室での生活を通して、自分自身に何が必要であるかを発見し、自分なりのライフスタイルを見つけ出すきっかけとなる場です。これまでに約500名の方が体験室を利用し、自分らしいライフスタイルを見つけ出し、地域生活を実現しました。

## ■あなたが日頃から胸の奥でやってみたいと思っていることは、どんなことですか？



★さあ！一度試してみませんか？★

## ■自立生活体験室の場所 ※AJU自立の家サマリアハウス内にあります。



申込・問い合わせ先…社会福祉法人AJU自立の家 サマリアハウス  
 自立生活体験室係

〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-15

TEL(052)841-5554 FAX(052)841-2221 Mail:samaria@aju-cil.com



# 【名古屋市委託身体障害者自立生活 体験事業 見学・説明会の実施】

## 日程

奇数月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)16日の14時から

## 申込み連絡先・実施場所

AJU自立の家サマリアハウス

[samaria@aju-cil.com](mailto:samaria@aju-cil.com)

052-841-5554 (石川・柳町)

## 予定

14:00 説明会開始

全体の流れの説明



身体障害者自立体験事業の説明 (資料)

体験談、利用状況

体験室の見学 (浴室1、2F)

体験室ならではの出来事、体験室の生活状況

体験室利用後、地域生活されている人のお宅訪問

体験室で得て、地域生活で役に立った事の話

質疑応答

16:30 終了 (アンケート記入)